



「NPO法と政治活動についてあらためて考える」
フォーラム

NPO法人、認定NPO法人における 政治活動等の取り扱いについて

2015年12月1日

NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

代表理事 関口宏聡

お隣同士で自己紹介 & 「NPO法人と政治」クイズを



- お名前／ご所属
- 普段の活動での「政治」との関わり方

【「NPO法人と政治」クイズ(○×△で考えてください)】

1. 国会議員や地方議員、大臣、首長等に対して要望・陳情・請願活動を行った。
2. ある政策を推進・反対するために団体主催でデモ行進を行い、政府／与党・野党の政策(施策)を批判した。
3. 団体の理事長が、選挙に立候補し、団体の事務所の一部を選挙事務所として無償で貸した。選挙ポスターも掲示した。



NPO法の政治活動関連規定

1 法2条(認証基準)

- ① 政治上の主義を推進し、支持し又は反対することを主たる目的とするものでないこと(2項2号ロ)。
- ② 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること目的とするものでないこと(2項2号ハ)。

2 法3条(原則)

- ① 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- ② 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない

3 法45条(認定基準)

- ① 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対を行っていないこと(4項イ(2))
- ② 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対を行っていないこと(4項イ(3))



押さえておきたいポイント(1)

- このテーマは原則はシンプル(後述)だが、現実に落とし込んだ際は適用が複雑であり、「根拠法令」と「用語」の混同・誤解で混乱する
- 「政治活動」は各人・各法により定義やイメージが異なる
- NPO法における政治活動規定が絶対的・一般的なわけではない
- 発言者・主張者が何法における定義に基づいて議論するか要確認
- より具体的な内容を示す用語で議論しないとかみ合わない
- 適用される法令は「NPO法」だけとは限らない。例えば公職選挙法や政治資金規正法、人事院規則等も関係してくる可能性がある
- 法令適用の一般的な手順「(1)事実の確定」→「(2)法令の発見・検認」→「(3)法令の解釈」を丁寧にやる必要がある
- 「目的」と「手段(行為)」、「法人」と「個人」等の区分が大切



押さえておきたいポイント(2)

- 「自然人(個人)」と同様、「法人(NPO法人)」も一定の政治活動の自由が認められている
- 「NPO≠Non Political Organization」(非政治団体ではない)
- 「政策提言活動」はほぼ制限無し ※認定NPOのみ寄付は禁止
- 法人のミッション(目的)達成のために、必要であれば、むしろ進んで(特に政策提言活動)取り組むべき
- ただし、専ら「政治活動(政策提言活動除く)」をしたいのであれば、「政治団体(政党)」を選択するべきではないか
- また、「政治活動」に関する法的な検討も必要だが、実務的には会員・支援者やステークホルダーから見た視点も重要だろう
- 当然のことだが、各人・各団体の政治思想・信条は様々である
- 定款自治(内部自治)の観点からの検討も必要(NPO法からの制限だけでなく、定款からの制限も考慮)
- 「自由と独立を守るためのルール」なので、良いものにしてきましょう



「政治活動」の分類と整理

政治主義活動:

政治上の主義を推進し、支持し又は反対することを主たる目的とするものでないこと(法2条2項2号ロ))

※「政治上の主義」とは、民主主義・資本主義・自由主義・社会主義・共産主義等の〇〇イズムを意味する。(法制定時立法者意思)

支持反対活動:

特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること目的とするものでないこと(法2条2項2号ハ)

政党従属活動: 特定の政党のために利用してはならない(法3条2項)

※**選挙活動:** 特定の選挙について特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為

政策提言活動:

政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止や自然保護、老人対策等の実現を図る活動(法制定時立法者意思)



政治活動制限比較表

| | NPO法人 | 認定・仮認定 NPO法人 |
|---------------|---------------------|-----------------|
| 政治主義活動 | 「主たる目的」としては禁止、活動はOK | 禁止 |
| 支持反対活動 | 「目的」としては禁止、活動はOK | 禁止 |
| 政党従属活動 | 禁止 | 禁止 |
| 選挙活動 | 原則禁止 | 原則禁止 |
| <u>政策提言活動</u> | <u>自由</u> | <u>自由 ※献金×</u> |



こんな事例はどう考えますか？(1)

1. 国会議員や地方議員、大臣、首長等に対して要望・陳情・請願活動を行った。
2. 特定の議員を招いて、ある社会問題を考えるシンポジウムを開いた。終了後に、議員に講師謝金を支払った。
3. 役員・職員・正会員に、ある政党の現職の政治家や関係者等が多く含まれている。
4. ある政策を推進・反対するために団体主催でデモ行進を行い、政府／与党・野党の政策(施策)を批判した。
5. 団体の経費で、政策実現に熱心に取り組んでいる超党派複数の政治家の政治資金パーティに参加したり、政治献金したり、推薦したりしている。



こんな事例はどう考えますか？(2)

1. 理事長の政治思想・信条に近い／同窓生等というだけで、ある政党・政治家に対して推薦し、応援スピーチを行った。
2. 与党・野党／ある政治家を応援・反対することを目的に、政党からの依頼を受けて集会を企画し、「〇〇党を打倒する」「△△議員を当選させる」等とシュプレヒコールをあげた。
3. 団体の理事長が、選挙に立候補し、団体の事務所の一部を選挙事務所として無償で貸した。選挙ポスターも掲示した。
4. 団体の理事長が立候補した選挙で、職員が業務時間中に選挙活動の手伝いをした。会員名簿を電話作戦に使い、団体所有の自動車を選挙カーに流用した。

「NPO法と政治活動についてあらためて



考える」フォーラム



～NPO法人、認定NPO法人における
政治活動等の取り扱いについて

ご清聴ありがとうございました！
NPOと政治のよりよい関係に向けて
一緒に考えていきしょう！

(シーズ連絡先) 〒165-0031

東京都中野区上鷺宮3-13-1 鷺宮ガーデンハウスA2

TEL : 03-5439-4021 / FAX : 03-3926-7551

npoweb@abelia.ocn.ne.jp